

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育研究全般の質の向上に関する基本目標を達成するための措置

- (1) 研究院と学府・学部の連携及び研究院における研究成果を生かした専門教育推進のための措置
 - ・研究COEの成果を大学院融合科目として実施する。
 - ・平成18年度新カリキュラムに導入された農工融合科目群の実施に向けてさらに検討する。
 - ・平成18年度新カリキュラムにおいて、整合教育（開放科目・強化科目）を実施し、充実を検討する。
- (2) 大学教育センターの充実のための措置
 - ・1名の専任教員を配置する。
- (3) 学外研究機関等との連携・共同をさらに推進し、大学院における教育研究の充実を図るとともに、他の国立大学法人との連携について、役員会で検討を開始する。
- (4) 平成17年度に引き続き、連合農学研究科のあり方について積極的に検討を進める。
- (5) 獣医学教育の充実と大学院に関する措置
 - ・獣医学教育の充実計画に沿って教員の募集を進め、適任者の獲得に努める。
 - ・平成17年度に引き続き、獣医学教育のあり方について積極的に検討を進める。
 - ・臨床実習教育の充実のため、家畜病院の増改修計画を民間金融機関からの借り入れにより着手する。
- (6) 高度専門職業人養成のため、技術経営研究科（MOT）が収集した技術リスク情報を活用し、特色のある授業を行う。
- (7) 平成17年度に策定したキャンパス・アメニティ総合整備計画に基づき、アメニティ改善・改修工事を順次実施する。
- (8) 教育研究環境における安全対策及び安全管理教育に関する措置
 - ・各部局において、「安全マニュアル」等を用いた安全管理教育を徹底する。
 - ・安全衛生委員会との連携を密にして、緊急時連絡網の整備、非常時の避難訓練など、組織的、総合的な学生の安全対策を進める。
- (9) 大学機関別認証評価受審に伴う自己点検・評価を実施し、評価結果に基づき、教育研究組織の見直しを含めた改善措置を検討する。

2 教育に関する目標を達成するための措置

[1] 教育の成果に関する目標を達成するための措置

《学士課程》

- (1) 教養教育の成果に関する具体的目標の設定
 - ・平成18年度新カリキュラムにおいて、全学的に学力不足学生に対する補習教育を実施する。
 - ・大学教育センターを中心として、入学前後導入教育をe-ラーニング等により実施する。
 - ・平成18年度新カリキュラムにより導入された農工融合科目群について、平成20年度実施に向けて具体案をWGで検討する。
 - ・大学教育センターを中心として、平成22年度改革に向けて、技術系大学としてふさわしい教養教育のあり方及び実施方法を検討する。
- (2) 専門教育の成果に関する具体的目標の設定
 - ・平成18年度新カリキュラムを実施し、本学の教育理念の実現に努めるとともに、大学教育センターを中心として、平成22年度に向け、専門基礎教育のあり方等について検討を開始する。
- (3) 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定
 - ・専門性に適合した多様な分野におけるキャリアアップ教育を実施する。
 - ・平成17年度に引き続き、インターンシップの充実を図る。
 - ・平成18年度新カリキュラムにより、整合教育を実施する。（再掲）
- (4) 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策
 - ・平成17年度に引き続き、大学教育センターにおいて、学生による授業評価及び教員による自己評価を実施する。
 - ・平成17年度に引き続き、卒業時点での進路状況の調査を実施し、大学教育センターにおいて、分析する。
 - ・平成17年度に引き続き、大学教育センターにおいて、卒業生からの意見聴取を実施するとともに、受け入れ企業等からの聴取方法につき検討する。

《大学院課程》

- (5) 大学院課程の成果に関する具体的目標の設定
 - ・学部教育との整合性を持った大学院修士課程または博士前期課程の体系的なカリキュラムを検討し、可能なものから実施する。
 - ・平成18年度から、整合教育カリキュラムを実施する。

- ・平成17年度に引き続き、e-ラーニングを利用した授業科目を大幅に増加するとともに、工学系大学院単位互換科目の充実を図る。
 - ・平成17年度に引き続き、e-ラーニング、遠隔授業を実施するための環境整備を行う。
 - ・平成18年度新カリキュラムを実施するとともに、体系的カリキュラムの整備を進める。
- (6) 修了後の進路等に関する具体的目標の設定
- ・幅広い分野への一層の進出を図るために、学府と技術経営研究科(MOT)との間の相互履修を推進する。
 - ・平成17年度に引き続き、技術経営研究科(MOT)において、修士ダブルメジャーについて検討する。
- (7) 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策
- ・平成17年度に引き続き、大学教育センターにおいて、学生による授業評価及び教員による自己評価を実施する。
 - ・平成17年度に引き続き、修了生・卒業生を対象として、教育・研究環境の調査を行う。
 - ・平成17年度に引き続き、大学教育センターにおいて、修士・博士課程の学位取得状況の調査を実施、分析し教育改善につなげる。
 - ・平成17年度に引き続き、大学教育センターにおいて、修了時点での進路状況の調査を実施し、分析する。
 - ・平成17年度に引き続き、大学教育センターにおいて、修了生からの意見聴取を実施するとともに、受け入れ企業等からの聴取方法について検討する。

[2] 教育内容等に関する目標を達成するための措置

《学士課程》

- (1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
- ・平成17年度に引き続き、大学入試センター試験の利用教科、科目、傾斜配点等の研究を行う。
 - ・平成17年度に引き続き、個別入試の出題科目、募集人員の配分について研究する。
 - ・大学教育センターからのAO入試を含めた入学者受け入れ方策の提案に基づいて入学試験委員会で具体案を検討する。また、平成17年度に引き続き、推薦入試による入学予定者に対して入学前教育を実施する。
 - ・平成17年度に引き続き、募集要項、入試情報、Web、大学案内パンフレット、大学説明会、キャンパスツアー等の機会を利用してアドミッション・ポリシーの周知を図る。
 - ・多様な媒体及び機会を活用し、大学ブランドを積極的、効果的にメッセージする入試広報の充実を図る。
- (2) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策
- ・平成17年度に引き続き、くさび形編成の教育成果について現状を検証し、平成22年度に向けてあるべき方策を研究する。
 - ・平成18年度新カリキュラムから、全学的にCAP単位数を統一する。さらに、単位の実質化に向けて検討を進める。
 - ・平成18年度新カリキュラムから、リテラシー科目の大幅な見直しを行う。さらに、平成22年度に向けてこの科目のあり方を検討する。
 - ・平成17年度に行った調査結果に基づき、インターンシップの充実策を検討する。
 - ・各部局において、JABEE認定の申請学科の増加を図るための方策を検討する。
- (3) 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策
- ・平成17年度に引き続き、種々のFD活動を通じて対話型、学生参加型の授業の充実、増加に努める。
 - ・平成18年度新カリキュラムで「国際コミュニケーション演習」を実施し、授業評価により教育効果を検証する。
 - ・平成17年度に引き続き、大学教育センターにおいて、体験型教育の具体化を検討する。
 - ・e-ラーニング自習用コンテンツの一層の充実を図る。
 - ・TAの任用時期の早期化を行い、教育効果を高める。
- (4) 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策
- ・成績評価基準のシラバス明示を徹底するとともに、成績確認制度を整備して、適正な成績評価を実施する。
 - ・平成18年度新カリキュラムにおいて、検定試験認定用科目を設置し、平成20年度実施に向けて具体案を策定する。
 - ・姉妹校提携大学間での取得単位認定にならって、海外インターンシップ活動の単位認定の方策を検討する。

《大学院課程》

- (5) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
- ・本学Webページ、大学院募集要項、大学院説明会等を通じて、アドミッション・ポリシーの周知を図る。
- (6) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策
- ・平成18年度新カリキュラムを実施する。
 - ・平成17年度に引き続き、技術経営研究科(MOT)と各学府の開講科目の相互受講を実施する。
 - ・平成17年度に引き続き、起業家養成のための授業科目を実施する。

- ・技術経営研究科（MOT）において、起業家育成を支援するため、学内施設でのインターンシップを実施する。

（7）授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・幅広い実験技術を身につけるための授業形態を検討する。
- ・専攻ごとのオリエンテーションを実施し、履修案内を検証する。
- ・大学院留学生に対するオリエンテーションを充実する。
- ・各学府・研究科において英語での授業の拡充を図る。

（8）適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・成績評価基準のシラバス明示を徹底するとともに、成績確認制度を整備して、適正な成績評価を実施する。
- ・姉妹校提携大学間での取得単位を認定し、また海外インターンシップ活動の単位認定について検討する。

[3] 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

（1）適切な組織の整備及び教職員の配置等に関する具体的方策

- ・平成 18 年度新カリキュラムに対応する人材配置を行う。
- ・大学教育センターと連携して、教養教育・専門基礎教育における部局間・学科間の協力体制を検討する。
- ・社会の動向や学問の発展にあわせた教育組織のあり方について検討を開始する。
- ・平成 17 年度に引き続き、連合農学研究科において、専攻の改組・再編を検討する。
- ・技術経営研究科（MOT）に対する博士後期課程設置の可能性を検討する。
- ・教職課程の維持のため、カリキュラム編成を検討するとともに、大学教育委員会において、教職課程のあり方について検討を開始する。
- ・教務・学生担当職員の専門性を高めるための研修活動を推進する。
- ・大学教育委員会において、TA 配置を計画的に進め、大学教育センターによる TA 研修を行う。

（2）教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・平成 17 年度までに行った調査結果に基づき、講義室、実験演習設備等の整備を推進する。
- ・自主学习教室の整備、充実を図る。
- ・平成 17 年度に引き続き、図書館における授業関連図書等の充実を図る。
- ・平成 17 年度に引き続き、e-ラーニングのための環境整備を行う。
- ・平成 17 年度に引き続き、起業家育成教育のための支援体制を検討する。
- ・新学務情報システムを計画的に導入し、学生サービス支援、学習支援の充実を図る。

（3）教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・平成 17 年度に引き続き、大学教育センターを中心に、教育活動に関する評価、解析手法の研究を行い、教育改善に結びつける。

（4）教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・平成 17 年度に引き続き、公開授業、講義方法の研修・検討会、FD セミナー、TA セミナー、「大学教育センターリーフレットシリーズ」の配布等を通して教育改善の一層の充実を図る。

（5）全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

- ・平成 17 年度に引き続き、単位互換協定に基づき、大学間の共同教育のより一層の拡充を図る。
- ・平成 17 年度に引き続き、SCS、e-ラーニングによる遠隔教育のより一層の拡充を図る。
- ・平成 18 年度新カリキュラムに基づき、農工融合教育について、具体案の策定を進める。
- ・部局において、学科を超えた共同教育プログラムを検討する。

[4] 学生への支援に関する目標を達成するための措置

（1）学生への学習面、健康面、生活・経済面、就職面における支援拠点の整備

- ・府中・小金井地区学生サポートセンターと各学科間の連携を図り、業務の充実を図る。

（2）学習面の支援

- ・自習用補助教材の充実を図る。
- ・自主学习教室を開放する。
- ・平成 17 年度に引き続き留学生に対するチューター制度を維持し、チューター教育を実施する。

- ・学生間支援制度の調査結果に基づき、実施に向けた試行を行う。
- ・オフィスアワーの学生への周知の徹底及び実施体制の点検・評価を行うことにより、学習相談機能のさらなる向上を図る。

(3) 健康面の支援

- ・平成 17 年度に引き続き、健康診断の高受診率を維持するとともに、健康管理体制及び健康教育の充実を図る。

(4) 生活・経済面の支援

- ・独自奨学金制度の拡充を検討する。
- ・アルバイト紹介システムの利用状況について調査し、利用率向上のための方策を検討する。
- ・平成 17 年度に引き続き、キャンパス・アメニティの整備を行い、より一層の向上を図る。
- ・平成 17 年度に引き続き、改修等を行い、福利厚生施設の充実を図る。
- ・平成 17 年度に引き続き、課外活動を活性化するための方策を検討し、課外活動施設等の充実を図る。
- ・学生サポートセンターの主導で、ボランティア活動を支援し、地域社会に貢献する。(消防署、キャンパスクリーンキャンペーン等)

(5) 就職面の支援

- ・部局の就職支援委員会との連携を図り、進路就職相談室の周知徹底、就職ガイドブックの改訂を行うなど、キャリアサポート体制の充実を図る。
- ・キャリアアップ教育を実施する。(再掲)
- ・平成 17 年度に引き続き、就職支援小委員会において、各業種別企業説明会を企画・実施する。
- ・平成 17 年度に引き続き、卒業生のデータベース化を行い、就職支援システムの構築を進める。

3 研究に関する目標を達成するための措置

〔1〕研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(1) 目指すべき研究の方向性及び大学として重点的に取り組む領域

- ・学術・研究憲章を含めた大学憲章の策定について検討する。
- ・平成 16 年度に策定した研究院の各部門・拠点の目標に即した諸課題に関する研究を推進する。また、各研究領域に応じた諸課題について、重点的に取り組む。

(2) 成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・教職員活動データベースに蓄積した研究成果の随時更新を働きかけ、Web で公開する。
- ・平成 17 年度に設置した地域連携室の活動を本格化させ、国・地方自治体等との連携を拡大・推進する。
- ・平成 17 年度に採用したりエゾン専門人材と研究コーディネータ並びに知的財産専門人材、インキュベーションマネージャにより、新技術の創出、技術移転、権利化、起業支援等の拡大を図る。
- ・産官学連携・知的財産センターに設置された地域連携室が中心となって、国・地方自治体との連携に関する全学的マネジメントを推進する。
- ・平成 17 年度に策定した倫理規定の周知に努めるほか、研究者が尊重すべき行動規範を別途策定する。

(3) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 等

- ・研究院の部門・拠点において、平成 17 年度に実施した自己点検評価結果を改善に役立てる。

〔2〕研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

(1) 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・研究部門・研究拠点の枠を超えた研究を実施するため、新部門・拠点の設置について検討する。
- ・大学戦略経費を措置して研究院の部門・拠点間の共同研究を促進し、研究者の交流を推進する。
- ・平成 17 年度に引き続き、新規採用職員の選考結果、採用理由、応募者の内訳、男女比率などの公表基準及び方法について、検討する。
- ・平成 17 年度に引き続き、若手研究者の流動性を高めるために、任期制の適用範囲、処遇等を検討し活用する。
- ・外部資金を活用した若手研究者の柔軟な雇用制度の導入について、検討する。
- ・研究コーディネータを研究院のプロジェクトに配置して研究マネジメントを実施し、リエゾン専門人材によってマッチング活動を行う。また、知的財産専門人材によって権利化・技術移転活動を行い、インキュベーションマネージャが起業支援活動を行うことで、研究支援の充実を図る。

- (2) 研究資金の配分システムに関する具体的方策
 - ・産官学連携戦略委員会において、適切な研究資金の配分システムについて検討する。
 - ・産官学連携戦略委員会において、外部資金の獲得のためのプロジェクトチームを発足させ、応募に取り組む。
- (3) 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策
 - ・平成 17 年度に策定したキャンパス・マスタープラン等に基づき、各部局において、施設・設備の整備について検討し、今後の方針・計画を策定する。
 - ・学内の諸教育研究センター等において、施設・設備の整備について検討し、今後の方針・計画を策定する。
 - ・生物資源教育研究センター（仮称）の設置に向けて検討を進める。
 - ・D3 センター構想を取り入れ発展させたスーパー創造工学センター（仮称）の設置に向けて検討を進める。
 - ・共用スペースの使用状況の調査検討を行い、さらに有効活用ができるよう整備を進める。
 - ・小金井キャンパス内への地域インキュベータの新設を継続して進める。
- (4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策
 - ・平成 17 年度に見直しを行った職務発明等の評価基準、手続き、出願、権利化のルール等に基づき、適切な知的財産管理を実施する。
 - ・特許出願、審査請求、維持のために適切な予算措置を行うとともに、農工大 TL0 との契約に基づいて業務連携する。大学知的財産本部整備事業並びにスーパー産官学連携本部整備事業で立てた計画の実現及び優秀な若手人材の確保と育成を図る。
 - ・平成 17 年度に開始した利益相反マネジメントの取り組みをさらに進め、体制整備及びマネジメントの充実を図る。
- (5) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
 - ・教職員活動データベースシステムの改善について取り組む。
 - ・部門・拠点ごと及び研究院としての自己点検・評価を実施し、その結果を公表する。
 - ・大学評価・学位授与機構による研究活動に関する認証評価を受審するとともに、研究院としての自己点検・評価結果に基づき、研究体制の見直しを含めた改善措置を検討する。
- (6) 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策
 - ・平成 17 年度に引き続き、学内外の共同研究を奨励する。
- (7) 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項 等
 - ・各部局等において、学内外の研究組織との連携強化等について検討し、効率的な連携を行う。

4 その他の目標を達成するための措置

〔1〕社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

《社会との連携》

- (1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策
 - ・地域社会等との連携・協力、社会サービス等について、テーマに合わせて機動的な体制作りを柔軟に推進する。
 - ・キャンパスツアー、公開講座、連携事業等の円滑な実務体制を整備する。
 - ・各事業の実施結果を分析・調査し、個別の実施方法・体制等の改善を図る。
 - ・「東京農工大学と地域を結ぶネットワーク」を一層充実し、地方自治体との連携を強化する。
 - ・一般市民、小中高校生、受験生等を対象とする事業及び連携事業を一層充実する。
- (2) 産官学連携の推進に関する具体的方策
 - ・平成 17 年度に引き続き、産官学連携において、学主導型の研究プロジェクトを推進する。
 - ・平成 17 年度に引き続き、当該公募内容に適合する教員に対して、各種競争的研究資金情報を適宜連絡する体制・システムの充実を図る。また、応募書類作成支援も行う。
 - ・地域連携室の本格的活動により、また研究コーディネータ、リエゾン専門人材等の活動を通して、総合的学際的な共同研究や複数企業・国・地方自治体との研究連携等を推進する。
 - ・産官学連携・知的財産センターを核とした産官学連携戦略本部（スーパー産官学連携本部）設置の 2 年目として、研究院と連携し、戦略本部の計画達成のための組織・運営体制の充実を図る。
 - ・学内研究シーズ集の更新を行い、農工大 TL0 の協力を得て、田町リエゾンセンターの活用、外部連携機関（銀行等）のネットワーク等の活用等により、本学研究シーズの広報に努め、共同研究、技術移転、ベンチャー創出・育成を推進する。
 - ・平成 17 年度に開始した利益相反マネジメントの取り組みをさらに進め、体制整備及びマネジメントの充実を図る。

(3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・平成 17 年度に引き続き、「学術・文化・産業ネットワーク多摩」及び「三鷹ネットワーク大学」を基盤とした、多摩地区公私立大学等との連携活動及び連携事業に積極的に参加する。

《国際交流等》

(1) 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・国際交流推進センター設置準備委員会（仮称）で設置をさらに推進する。
- ・関係チームとの連携により、海外広報のコンテンツの充実を検討する。
- ・平成 17 年度に引き続き、国内外の本学への留学希望者に対する情報発信を積極的に行う。
- ・学生の協力を得て、留学生に対する修学上の相談等に対応できるように検討する。
- ・日本人学生の海外派遣に必要な英語能力についての説明会を開く。また、国際コミュニケーション演習を全学的に実施し、海外派遣に必要な英語能力の向上を図る。
- ・短期留学プログラム科目を、国際科目として卒業・修了単位に算入することを、大学院を含め全学的に適用できるように検討する。
- ・日仏共同博士課程を推進し、学生をフランスに派遣する。
- ・技術協力プロジェクト及び専門家派遣を継続して実施する。

(2) 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・国際交流推進センター設置準備委員会（仮称）で設置をさらに推進する。（再掲）
- ・東南アジア地域における復興支援教育プログラムの策定について検討を行う。
- ・交流実績のある姉妹校を中心とした教育研究拠点の形成に向けて検討を行う。
- ・カブル大学復興支援を実施する。
- ・大学独自の研究者招へい及び教員派遣の制度を検討する。
- ・JSPS、JICA等の国際交流事業により、研究者の受け入れ及び教員の派遣を行う。
- ・留学生・外国人研究者と教職員や地域社会との交流を積極的に実施する。
- ・国際交流会館の入居者のため、施設の充実を検討する。
- ・国際共同研究スペースに利用可能な施設を検討する。

〔2〕大学附属博物館（仮称）設立に向けた具体的措置

- (1) 役員会において、大学附属博物館構想の課題等について検討する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・平成 17 年度に検討を開始した「学長を中心とした企画執行体制」を実現する。

(2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・平成 17 年度に行った事務組織の評価に基づき、再編を行う。

(3) 部局長を中心とした機動的・戦略的な部局運営に関する具体的方策

- ・副部局長の業務・権限に関連し、部局委員会及び構成委員の見直しを行う。
- ・運営委員会と教授会の審議事項の精選を行う。

(4) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・平成 17 年度に引き続き、事務職員のスキルアップ（国際交流・経営等）のための研修を実施するとともに、他機関等が実施する研修を精選し、本学事務職員を参加させる。

(5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・平成 17 年度に引き続き、全学的に合意された「教育力・研究力向上プログラム」を、計画的に実施する。

(6) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ・平成17年度に引き続き、監査能力向上のための研修会を計画的に実施する。

(7) 大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・他の国立大学法人との連携について、役員会で検討を開始する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・大学機関別認証評価受審に伴う自己点検・評価を実施し、評価結果に基づき、教育研究組織の見直しを含めた改善措置を検討する。(再掲)

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・平成17年度に引き続き、新規採用職員の選考結果、採用理由、応募者の内訳、男女比率などの公表基準及び方法について検討する。
- ・事務職員の評価方法及び成果の反映について、公務員制度改革の動向を踏まえつつ、制度としてのフォローを行う。
- ・選択定年制度について、詳細な設計及び実施に向けた具体的な検討を行う。
- ・サバティカル制度の導入について、教員評価方法との関連も含め、引き続き検討する。

(2) 任期制・公募制の導入等教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・平成17年度に引き続き、公募制をさらに活用するため、その要件や選考の方法を検討する。
- ・平成17年度に引き続き、若手研究者の流動性を高めるために、任期制の適用範囲、処遇等を検討し活用する。(再掲)
- ・平成17年度に引き続き、優れた若手研究者等の採用拡大のため、外部資金等による任期付採用を実施する。

(3) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- ・平成17年度に引き続き、外国人・女性教員の採用拡大について、具体的な検討を開始する。

(4) 中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策

- ・教員の定年延長に対する適切な対応を講じるとともに、人員(人件費)管理に関する中長期的な計画の策定及び教員配置の調整を行う仕組みについて検討する。
- ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成18年度は、概ね1%の人件費の削減を図る。

(5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・事務職員等の採用は、引き続き関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を他大学と協力して実施する。また、専門性の高い職種については専門職員就業規則に則った必要な分野についての採用を検討する。
- ・平成17年度に引き続き、事務職員の長期海外研修を実施する。
- ・平成17年度に引き続き、事務職員の間機関との人事交流を行う。

(6) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・平成17年度に引き続き、教員評価について検討を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・平成17年度に評価を行った事務組織の強化を図るとともに、経営を意識した事務職員を養成する。(再掲)

(2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ・近隣大学等との共同業務処理導入を西東京地区国立大学法人等課長会議において引き続き検討するとともに、西東京地区法人宿舎の維持・管理運営について、共同で実施する。
- ・平成17年度に検討を行った協力・連携を実施に移す。(再掲)

(3) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・家畜病院の診療関係事務をアウトソーシングするとともに、その他のアウトソーシングが可能な業務について引き続き検討する。

(4) 情報化推進の体制を充実し、業務の情報化による簡素化・効率化を推進するための措置

- ・下記「大学情報システムの整備充実と運用改善を実現するための措置」において詳述。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 固定収入の確保

- ・平成 17 年度に引き続き、教育研究附属施設の収入については、本来の教育研究に支障を生じない範囲で、収入を確保する。
- ・家畜病院の増改修整備を民間金融機関からの借り入れにより、着手する。
収入額については平成 12 年度から 3 年間の平均収入額より 80%増加する。

(2) 外部研究資金の増加

- ・産学官連携コーディネータが中心となって、NEDO、JST、地方自治体等の競争的資金獲得の支援を行う。
- ・平成 17 年度に引き続き、科学研究費補助金申請の採択結果を評価し、改善策を講じる。
- ・企業等との包括協定に基づいて個別の共同研究等を拡大するとともに、研究コーディネータ、リエゾン専門人材の活動により、関与する教員の数を増加させ、共同研究、受託研究の金額増加を図る。

(3) 収入を伴う新たな事業の展開

- ・FS センターの生産物等を利用した「農工ブランド」の開発を検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 平成 17 年度に引き続き、管理的な業務全般に要する経費について、目標値を定めて合理化する。

(2) 平成 17 年度に引き続き、水光熱費等について対前年度比 1%の節約を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究施設の点検・評価に関する調査を実施し、施設の適切な使用面積の配分と共用スペースの確保の可否の検討を行う。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・平成 17 年度に引き続き、自己点検・評価の根拠資料、データの収集・蓄積を実施する。

(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・大学機関別認証評価受審に伴う自己点検・評価を実施し、評価結果に基づき、教育研究組織の見直しを含めた改善措置を検討する。(再掲)

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ・保護者、受験生、報道関係者など広く学外に向けて、多様な媒体・機会を活用し積極的な情報発信を行う。また、広報・社会貢献活動のための情報収集・蓄積を行う。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

(1) 施設等の有効活用と整備に関する具体的方策

- ・平成 17 年度に作成したデータベースを基に、施設マネジメントを総合的に構築・管理し、Web 上で運用するための『キャンパス施設マネジメント電算化システム』の導入を推進する。
- ・府中地区の共有スペースの確保についてさらに精査し、方針案を作成する。

(2) 施設等の維持管理に関する具体的方策

- ・平成 17 年度に作成したデータベースを基に、施設マネジメントを総合的に構築・管理し、Web 上で運用するための『キャンパス施設マネジメント電算化システム』の導入を推進する。(再掲)
- ・平成 17 年度に引き続き、教育研究施設に係る点検調査票を基に、定期的な巡回点検を実施し、改修計画に反映する。
- ・平成 17 年度に引き続き、プリメンテナンスに要する経費について、外部資金のオーバーヘッドの活用を詳細に検討する。
- ・実験設備等(附帯設備共)について、特に安全確保や省エネルギーの観点からの更新計画を策定する。

(3) キャンパス・アメニティの向上に関する具体的方策

- ・平成 17 年度に策定したキャンパス・アメニティ総合整備計画のうち、優先・重点ゾーンに係る改善策を検討し、計画的に実施する。
- ・平成 17 年度に策定したバリアフリー及び調和のとれたデザイン(インテリア・エクステリア共)の整備計画に基づき、整備を順次実施する。
- ・「東京農工大学エコキャンパス像」に基づく整備計画案を作成する。
- ・駐車場・駐輪場の運用方法について現状を調査し、その結果に基づき、維持保全を図る。
- ・キャンパス内におけるセキュリティシステムを統合させた建物総合セキュリティプランを検討する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究環境の安全・衛生管理の確保に関する具体的方策

- ・平成 17 年度に引き続き、事業所ごとに安全衛生管理体制を確実に機能させるための「安全管理センター(仮称)」の位置づけも含め、センターの機能・機構などについて検討を行う。
- ・安全管理マニュアルを Web 上で公開し、周知する。
- ・放射線及びRI について、安全対策のための点検調査を行い、補修のための計画を策定する。

(2) 災害発生時の対策と危機管理に関する具体的方策

- ・府中市・小金井市との防災のための連絡会において、本学の地域防災拠点としての役割を検討する。
- ・府中市・小金井市との防災ネットワークにおける、本学の地域防災拠点としての役割を検討する。
- ・平成 17 年度に引き続き、震災対策用備品の備蓄、マニュアル見直し等を継続して実施する。

3 大学情報システムの整備充実と運用改善を実現するための措置

(1) 総合情報プラザの構築に関する措置

- ・教職員活動情報をデータベース化したので、さらにデータ登録機能を拡充し、データベースの活用を計画的に推進する。
- ・学務情報システムの機能を計画的に拡充する。
- ・財務会計システムの機能を計画的に拡充する。
- ・統一認証システムを計画的に拡充する。また、教職員を対象にICカードを活用する。
- ・情報セキュリティポリシーの実施手順を整備する。
- ・e-ラーニングシステム・会議システムを拡充整備し、その運用法を充実する。
- ・総合情報メディアセンター、学術情報チームによる情報メディアの一元管理を計画的に推進する。

予算（人件費の見積り含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 17億円
- 2 想定される理由
運営交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センターフィールドミュージアム秩父の土地の一部（埼玉県秩父市大滝浜平丸クロ6093 5,377㎡）を譲渡する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善等に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

（単位 百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
・校舎改修（農学系） ・アスベスト対策（アスベスト除去工事） ・各所管繕	総額 285	・施設整備費補助金（209） ・施設整備費補助金17年度補正（40） ・国立大学財務・経営センター施設費交付金（36）

2 人事に関する計画

（上記の「教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」を再掲）

- ・平成17年度に引き続き、新規採用職員の選考結果、採用理由、応募者の内訳、男女比率などの公表基準及び方法について検討する。
- ・事務職員の評価方法及び成果の反映について、公務員制度改革の動向を踏まえつつ、制度としてのフォローを行う。
- ・選択定年制度について、詳細な設計及び実施に向けた具体的な検討を行う。
- ・サバティカル制度の導入について、教員評価方法との関連も含め、引き続き検討する。
- ・平成17年度に引き続き、公募制をさらに活用するため、その要件や選考の方法を検討する。
- ・平成17年度に引き続き、若手研究者の流動性を高めるために、任期制の適用範囲、処遇等を検討し活用する。（再掲）
- ・平成17年度に引き続き、優れた若手研究者等の採用拡大のため、外部資金等による任期付採用を実施する。
- ・平成17年度に引き続き、外国人・女性教員の採用拡大について、具体的な検討を開始する。
- ・教員の定年延長に対する適切な対応を講じるとともに、人員（人件費）管理に関する中長期的な計画の策定及び教員配置の調整を行う仕組みについて検討する。
- ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成18年度は、概ね1%の人件費の削減を図る。
- ・事務職員等の採用は、引き続き関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を他大学と協力して採用試験を実施する。また、専門性の高い職種については専門職員就業規則に則った必要な分野についての採用を検討する。
- ・平成17年度に引き続き、事務職員の長期海外研修を実施する。
- ・平成17年度に引き続き、事務職員の間機関との人事交流を行う。
- ・平成17年度に引き続き、教員評価について検討を行う。

- （参考1）平成18年度の常勤職員数 662人（役員を除く）
また、任期付職員数の見込みを 12人（外数）とする。
- （参考2）平成18年度の人件費総額見込み 7,181百万円（退職手当は除く）
（うち、総人件費改革に係る削除の対象となる人件費総額5,947,143千円）

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成18年度予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	6,486
施設整備費補助金	249
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	19
国立大学財務・経営センター施設費交付金	36
自己収入	3,895
授業料、入学金及び検定料収入	3,629
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	266
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,934
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	133
計	12,752
支出	
業務費	
教育研究経費	7,995
診療経費	0
一般管理費	2,519
施設整備費	285
船舶建造費	0
補助金等	19
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,934
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	12,752

[人件費の見積り]

期間中総額7,181百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額5,947,143千円)

2. 収支計画

平成18年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	12,564
業務費	11,278
教育研究経費	1,837
診療経費	0
受託研究費等	1,589
役員人件費	116
教員人件費	5,413
職員人件費	2,323
一般管理費	734
財務費用	11
雑損	0
減価償却費	541
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	12,431
運営費交付金	6,346
授業料収益	2,870
入学金収益	499
検定料収益	121
附属病院収益	0
受託研究等収益	1,589
補助金等収益	19
寄附金収益	314
財務収益	0
雑益	266
資産見返運営費交付金戻入	114
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄附金戻入	19
資産見返物品受贈額戻入	274
臨時利益	0
純利益	133
目的積立金取崩益	133
総利益	0

3. 資金計画

平成18年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	14,041
業務活動による支出	12,158
投資活動による支出	594
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	1,289
資金収入	14,041
業務活動による収入	
運営費交付金による収入	6,486
授業料及入学金検定料による収入	3,629
附属病院収入	0
受託研究等収入	1,589
補助金等収入	19
寄附金収入	345
その他の収入	266
投資活動による収入	
施設費による収入	285
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,422

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

農学部	生物生産学科	231人		
	応用生物科学科	288人		
	環境資源科学科	248人		
	地域生態システム学科	308人		
	獣医学科	210人	(うち獣医師養成に係る分野 210人)	
工学部	生命工学科	311人	(ほかに3年次編入22人)	
	応用分子化学科	187人	(ほかに3年次編入10人)	
	有機材料化学科	167人	(ほかに3年次編入10人)	
	化学システム工学科	142人	(ほかに3年次編入10人)	
	機械システム工学科	468人	(ほかに3年次編入32人)	
	物理システム工学科	228人		
	電気電子工学科	359人	(ほかに3年次編入40人)	
	情報工学科	251人	(ほかに3年次編入16人)	
農学府（修士課程）	生物生産科学専攻	42人	(うち修士課程 42人)	
	共生持続社会学専攻	24人	(うち修士課程 24人)	
	応用生命化学専攻	42人	(うち修士課程 42人)	
	生物制御科学専攻	34人	(うち修士課程 34人)	
	環境資源物質科学専攻	22人	(うち修士課程 22人)	
	物質循環環境科学専攻	34人	(うち修士課程 34人)	
	自然環境保全学専攻	38人	(うち修士課程 38人)	
	農業環境工学専攻	20人	(うち修士課程 20人)	
	国際環境農学専攻	40人	(うち修士課程 40人)	
工学府 （博士前期・後期課程）	生命工学専攻	118人	〔うち博士前期課程 76人 博士後期課程 42人〕	
	応用化学専攻	158人		
	機械システム工学専攻	145人	〔うち博士前期課程 106人 博士後期課程 39人〕	
	電子情報工学専攻(D)	57人		
	物理システム工学専攻(M)	44人		
	電気電子工学専攻(M)	82人		
	情報工学専攻 (M)	58人		
	生物システム応用科学府 （博士前期・後期課程）	生物システム応用科学専攻	170人	〔うち博士前期課程 104人 博士後期課程 66人〕
	連合農学研究科（博士課程）	生物生産学専攻	56人	
生物工学専攻		26人		
資源・環境学専攻		20人		
技術経営研究科（専門職学位課程）	技術リスクマネジメント専攻	80人		